

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令（※）
（健康増進課取扱い） 1
- 告 示
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）
（監理課取扱い） 1
- 教 育 委 員 会 規 則
- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（総務福利課取扱い） 2
- 教 育 委 員 会 訓 令
- 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令（※）
（総務福利課取扱い） 3
- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令（※）
（総務福利課取扱い） 3
- 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程
- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 4
- 県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 4
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 5

訓 令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長
鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成26年鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事公室対策部の項を削り、同表企画対策部の項の次に次のように加える。

PR・観光戦略対策部	PR・観光戦略部長
------------	-----------

別表第1 観光交流対策部の項を削り、同表危機管理対策部の項の次に次のように加える。

国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長
-------------------	------------------

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第478号

平成 8 年 9 月 27 日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を

次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約書の案が契約担当者に提出され、及び締結される建設工事の契約（同日前に締結され、又は同日前に契約書の案が契約担当者に提出され、及び同日以後に締結された契約を変更する契約を含む。）について適用する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

建設工事請負契約書第34条の 2 第 8 項並びに第42条第 2 項及び第 3 項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

建設工事請負契約書第44条第 2 項から第 5 項までを削る。

建設工事請負契約書第45条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

建設工事請負契約書第46条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第46条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第44条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の 2 第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

4 第44条の規定によりこの契約が解除された場合に、発注者は、違約金の額が、前項の規定により充当される金額を超えるときは、その超える額を出来形部分に相応する請負代金額と相殺することができる。

5 第44条の規定によりこの契約が解除された場合において、解除された契約に保証が付されていないときは、発注者は、違約金の額と出来形部分に相応する請負代金額を相殺することができる。

建設工事請負契約書第47条第 3 項中「第44条第 1 項」を「第44条又は前条第 2 項」に、「年 2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に、「前条第 1 項」を「第46条第 1 項」に改め、同条第 8 項中「第44条第 1 項」を「第44条又は前条第 2 項」に、「前条第 1 項」を「第46条第 1 項」に、「ついでに発注者」を「ついでに、発注者」に改める。

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 6 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「及び」を「を教育次長に専決処理させ、又は」に改める。

第25条の見出し中「、室及び係」を「等」に改め、同条第 1 項の表保健体育課の項中「競技力向上対策係」を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

課 名	室 名	係 名
義務教育課	特別支援教育室	特別支援教育係
保健体育課	競技力向上対策室	総務企画係 競技力向上対策係
	高校総体推進室	総務・広報係 式典・競技係

第31条に次の1号を加える。

(17) 平成31年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

第31条に次の2項を加える。

- 2 競技力向上対策室においては、前項第8号及び第9号に掲げる事務を分掌する。
- 3 高校総体推進室においては、第1項第17号に掲げる事務を分掌する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第1号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「又は第2項」を「から第3項まで（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「第8条の7第3項」の次に「（これらの規定を勤務時間規則第8条の8において準用する場合を含む。）」を加える。

第12条の4に次の2項を加える。

- 2 職員は、承認を受けた介護休暇について介護休暇を取得する必要がなくなった場合には、介護休暇処理簿により、所属長に請求してその一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による請求は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第12条の4の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の5 勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間の請求は、介護時間処理簿に所要の事項を記載し、当該請求に係る介護を必要とする者の介護を必要とする状態を証明する書類を添えて所属長に提出することにより行わなければならない。

- 2 職員は、承認を受けた介護時間について介護時間を取得する必要がなくなった場合には、介護時間処理簿により、所属長に請求してその一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による請求は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第22条第1項第1号中「介護休暇処理簿」の次に「介護時間処理簿」を加え、同項第2号中「部分休業一部取消報告書」の次に「介護休暇一部取消報告書及び介護時間一部取消報告書」を加え、同条第2項中「届出を」の次に「第12条の5第3項の規定により同条第2項の規定による請求を」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第2号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「各課」を「課（競技力向上対策室及び高校総体推進室を含む。第21条第1項を除き、以下同じ。）」に改める。

第6条第2項第1号中「封のまま主務課」の次に「（競技力向上対策室及び高校総体推進室を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2項ただし書中「課長」の次に「（競技力向上対策室長及び高校総体推進室長を含む。第15条第2項及び第3項、第16条第1号アの表、第21条第1項、第22条第2項並びに第24条第1項を除き、以下同じ。）」を加える。

第22条第2項中「関係の課長」の次に「又は室長」を加える。

第26条第1項第2号ア中「頭文字」の次に「（高校総体推進室にあつては「高総）」」を加える。

第29条第2項中「主務課長」の次に「（競技力向上対策室長及び高校総体推進室長を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第1号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中「精神科部長」を「診療部長」に、

「	小児科部長	小児科診療等に関する事務	を
「	小児科部長 第一小児科部長 第二小児科部長	小児科診療等に関する事務	に、
「	リハビリテーション技師長	リハビリテーションに関する事務	を
「	リハビリテーション技師長 副リハビリテーション技師長	リハビリテーションに関する事務	に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第2号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表11の項事務の種類欄中「営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年鹿児島県人事委員会規則第8号）」を「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）」に改め、同項第5号中「又は育児休業、」を「若しくは介護時間又は育児休業若しくは」に、「19①③」を「19①③ [5 ②]」，規則18，21①」に改め、同項第6号及び第7号中「又は育休延長」を「若しくは介護時間又は育休延長」に、「9①③」を「10③，11②，12，19①③ [5 ②]」，規則18，21①」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第3号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第7ウの表県立薩南病院の項中

「

院長

」を「

院長
副院長

」に

改める。

別表第7エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

リハビリテーション技師長

」を削り、同表県立大島病院の項中

「

事務次長
総看護師長

」を「

事務次長
薬局長
総看護師長

」に

改め、同表県立始良病院の項中「

総看護師長

」を

「

総看護師長
診療部長

」に改め、同表県立薩南病院の項中

「

副院長

」及び「

臨床検査技師長

」

を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。